様式第２２号（第１９条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

渋川市長

検査済証を交付できない旨の通知書

　　　　　年　　月　　日付けの太陽光発電設備設置の完了届出書により届出のあった事業については、検査の結果、許可の内容に適合していないため、渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第１９条第２項の規定により、次のとおり通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 許可番号 | | 第　　　　　号 |
| 許可年月日 | | 年　　月　　日 |
| 事業名 | |  |
| 事業区域 | 所在 | 渋川市 |
| 面積 | ㎡ |
| 検査日 | | 年　　月　　日 |
| 不適合の理由 | |  |

　（教示）

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に渋川市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、渋川市を被告として（訴訟において渋川市を代表する者は渋川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。